

## 株 主 各 位

(本店所在地)  
長崎県佐世保市湊町 3 番 13 号

(本社事務所)  
福岡市中央区渡辺通 3 丁目 6 番 15 号  
**山下医科器械株式会社**  
代表取締役社長 山 下 尚 登

### 第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年 8 月 26 日（水曜日）午後 6 時 00 分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成21年 8 月 27 日（木曜日）午前 10 時
2. 場 所 福岡市中央区渡辺通 1 丁目 1 番 2 号  
ホテルニューオータニ博多 4 階鶴の間  
(本株主総会におきましては、実質上の本社の所在地でありませ  
ず福岡市中央区で開催いたします。ご来場の際は、末尾の会場  
ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようお願いいた  
します。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第61期（平成20年 6 月 1 日から平成21年 5 月 31 日まで）事  
業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人お  
よび監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第61期（平成20年6月1日から平成21年5月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項**

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役8名選任の件
- 第4号議案** 監査役1名選任の件

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yamashitaika.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成20年6月1日から平成21年5月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国におけるサブプライム住宅ローン問題に端を発した国際金融市場の危機を契機とする世界的な景気後退局面の中、外需の急激な収縮に加え国内需要も停滞し、急速なスピードで景気が悪化いたしました。年度後半におきましても、生産活動は依然として極めて低い水準にあり、雇用情勢の一層の悪化が懸念されるなど、景気の先行きは予断を許さない状況が続いております。

医療業界におきましては、本格的な高齢化社会の到来に備え、後期高齢者医療制度が導入される等制度改正がなされるとともに、医療の将来性に関するさまざまな提言がなされており、医療制度や医療財政への国民的な関心が高まっております。

そのような中、医療機関の経営環境は、景気後退の影響を直接的に受けるものではないものの、平成20年4月に行われた診療報酬改定の影響もあり、収益環境は悪化傾向にあると考えられます。当社グループを含む医療機器販売業界を取り巻く環境も、各医療機関からの商品・サービスの品質向上への要求の高まりや、競争激化等により、厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、業界環境の変化に迅速に対応し、事業の安定成長を確実なものとするため、平成20年7月、収益構造の再構築に主眼を置いた新たな中期経営計画「Re-Growth10」を策定いたしました。その初年度としまして、基盤事業におきましては、全九州におけるエリアマーケティングを強化し、地域性に即した営業体制の構築を実施、また急性期医療市場における競争優位性の維持・拡大に努めてまいりました。新規事業におきましては、広島県福山市におけるメディカルモール事業の第1号案件となる「東手城ヘルスケアモール」の開設準備をすすめ、平成21年6月1日にグランドオープンいたしました。

社内の体制整備といたしまして、当社グループの最も重要な経営資源であります社員の能力を最大限に引き出し、生産性の向上と組織の活性化を目的とした新人事制度の構築をすすめ、平成21年6月1日より運用を開始いたしました。また、当年度から適用となった金融商品取引法に基づく内部統制報告制度について、適切な財務報告を行うための手続きへの対応を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、364億31百万円と前年同期比6億87百万円の増加となりました。事業部門別におきましては、まず医療機器部門のうち一般機器分野では、基幹病院を中心に、医療機器備品の新規および

更新の底堅い需要に支えられ67億68百万円となりました。一般消耗品分野では、市場シェアの拡大等により173億3百万円となりました。低侵襲治療分野では、循環器備品の受注増加や内視鏡処置用医療材料（I V E）の販売増等により75億93百万円となりました。メディカルサービス分野では、設備案件の減少による設備備品の販売減および放射線機器の大型案件の減少等により32億26百万円となりました。この結果、医療機器部門の売上高は348億92百万円となりました。次に、医療情報部門におきましては、電子カルテ対応オーダーリングシステムの一括受注等、電子カルテ導入とレセプトオンライン化によるシステム投資およびI T機器の需要等により15億38百万円となりました。

営業利益は、競争激化に伴う売上総利益率の低下が影響し、また営業力強化を目的とした人件費を主とする販売費及び一般管理費が増加したこと等により、2億14百万円と前年同期比1億円減少いたしました。経常利益は3億7百万円と前年同期比85百万円の減少となり、また当期純利益は、1億39百万円（前年度は当期純損失1億63百万円）となりました。

## (2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は10億24百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

東手城ヘルスケアモール建設	（広島県福山市）	7億55百万円
基幹システム改修	（佐賀県鳥栖市）	1億29百万円
鹿児島営業所新築移転	（鹿児島県鹿児島市）	58百万円

#### (4) 対処すべき課題

今後の医療機器販売業界におきましては、医療財政改革に伴う医療費抑制政策の下、競争激化による価格低減および売上原価の上昇等の影響により、利益効率の低下傾向が続くものと思われまます。

一方で、高齢化社会の到来に向け、新たなビジネスチャンス را求めて他業界からの新規参入や、業界内の再編等の動きが進むことが考えられ、環境変化が加速していくと予想されます。

このような経営環境の下、当社グループは、医療・医業経営・地域連携における、あらゆるニーズへの対応を事業目的とする「トータル・メディカル・サポート（総合医療支援）企業」としてさらなる成長を遂げることを基本概念とし、収益基盤の強化を最重要課題と位置付けております。

次期におきましては、中期経営計画の中間年度として、計画の経営目標達成を確かなものとすべく、次に掲げる課題へ全力で取り組んでまいります。

##### ①事業基盤の強化

当社グループの主たる営業エリアであります九州地区全域におきまして、高度で効率的な営業活動を実践してゆくため、人員体制や本部組織も含め、地域性に即した適切な営業体制を構築し、高い顧客満足を追求してまいります。また、地域医療を支える中核機関病院との関係強化をはかり、多様かつ高度なニーズに対応できる強い顧客対応力を備えた営業活動を行ってまいります。

##### ②新規事業の育成

次年度は、かねてより取り組んでおりました広島県福山市におけるメディカルモール事業や、連結子会社（株式会社イーピーメディック）による整形インプラント事業が本格稼働いたします。これらの新規事業を早期に軌道に乗せ、当社グループの収益の一端を担う事業として育成してまいります。

##### ③組織の活性化・企業体質の強化

当社グループの最大の経営資源は人材であります。人材戦略における競争優位性の確保と、当社グループで働く全ての社員の活力と能力をより一層引き出すため、人事制度の抜本的な見直しをはじめとする経営管理システムの改善・改革を進めてまいります。また、物流コストや間接部門コストの効率化、社内業務フローの合理化といった努力を継続して推進することにより、今後さらに厳しくなることが予想される競争環境においても、着実に利益を出せる企業体質を目指してまいります。

##### ④コンプライアンス・CSR・内部統制

当社グループは、医療という国民にとって最も重要な社会的基盤の一つに携わる企業として、求められる社会的責任を全うすべく、コンプライアンスを企業運営における最上位の指針とした上で、健全な財務体質の維持とリスク管理体制を徹底いたします。また、地域社会における医療の安定供給と国民の健康に寄与することこそが、当社グループの最大の責務であると認識し、

将来的な事業育成を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第58期 (個別)	第59期 (連結)	第60期 (連結)	第61期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	32,464	33,221	35,743	36,431
経 常 利 益 (百万円)	738	729	392	307
当 期 純 利 益 (百万円) (△は純損失)	370	305	△ 163	139
1株当たり当期純利益 (円) (△は純損失)	160.35	119.59	△ 64.00	54.75
総 資 産 (百万円)	13,456	13,414	14,696	14,833
純 資 産 (百万円)	5,218	5,433	5,125	5,129

- (注) 1. 第59期が連結初年度であるため、第58期の数値については個別の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 第58期の1株当たり当期純利益は、平成17年10月31日付をもって普通株式1株につき4株の株式分割を行いました。期首に分割が行われたものとして算出しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社イーピーメディック	35,000 千円	95%	医療機器の輸入、製造、販売

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、主に、医療機器メーカーより仕入れた医療機器を、病院をはじめとする医療機関等に販売しており、販売先である医療機関の診療分野、販売活動の形態、取扱商品の特徴に応じて、次の部門および分野構成で事業を行っております。

事業部門	事業分野	取扱商品および事業内容
医療機器部門	一般機器分野	汎用医療機器、理化学機器等の販売
	一般消耗品分野	医療用消耗品、整形インプラント、臨床検査試薬等の販売およびSPDの請負
	低侵襲治療分野	医用内視鏡およびIVE、サージカル、IVR、循環器関連処置具の販売
	メディカルサービス分野	新規開業支援、医療ガス配管工事請負、メンテナンスサービス、医療廃棄物収集運搬請負
医療情報部門		医療事務用コンピュータ、電子カルテ等の販売

## (8) 主要な営業所

### ① 当社の主要な営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
福岡本社	福岡県	長崎支社	長崎県
佐世保本社	長崎県	佐世保支社	長崎県
TMSセンター	佐賀県	熊本支社	熊本県
福岡支社	福岡県	大分支社	大分県
北九州支社	福岡県	宮崎営業所	宮崎県
筑後支社	福岡県	鹿児島営業所	鹿児島県
佐賀支社	佐賀県	広島営業所	広島県

### ② 子会社の主要な営業所

株式会社イーピーメディック 本社（福岡県大野城市）



## (9) 使用人の状況

### ① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
500名	7名増

(注) 使用人数には嘱託、パートタイマー134名を含んでおりません。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
496名	7名増	34.5歳	8.5年

(注) 使用人数には嘱託、パートタイマー134名を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

該当事項はありません。

## (11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,553,000株（自己株式770株を含む）
- (3) 当期末株主数 2,015名

### (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
山下尚登	446,600	17.50
山下耕一	273,100	10.70
株式会社ミック	222,952	8.74
山下医科器械社員持株会	177,732	6.96
山下弘高	80,000	3.13
オリンパスメディカルシステムズ株式会社	60,000	2.35
株式会社親和銀行	48,000	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口4G）	45,600	1.79
山下浩	43,000	1.68
株式会社大黒	42,400	1.66

(注) 持株比率は自己株式（770株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役に関する事項（平成21年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山下 尚 登	
取 締 役	山下 耕 一	総務部管掌兼コンプライアンス担当
取 締 役	嘉 村 厚	新規事業本部長
取 締 役	土 田 哲 也	営業本部長
取 締 役	佐 田 高 之	営業本部副本部長
取 締 役	吉 野 敏 彦	物流センター管掌
取 締 役	北 野 幸 文	経営企画室長
取 締 役	伊 藤 秀 憲	管理部長
取 締 役	小 高 喜 久 夫	朝日ビジネスコンサルティング株式会社取締役会長
常 勤 監 査 役	松 尾 正 剛	
監 査 役	石 橋 政 宏	
監 査 役	山 下 俊 夫	弁護士

- (注)1. 取締役小高喜久夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役松尾正剛、石橋政宏および山下俊夫の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役石橋政宏氏は、長年の金融機関の経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役伊藤秀憲および監査役松尾正剛の両氏は、平成20年8月26日開催の第60回定時株主総会で新たに取締役および監査役に選任され、就任いたしました。
5. 監査役中田和重氏は、平成20年8月26日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
6. 平成20年8月26日付で、次のとおり取締役の担当の変更がありました。
- 総務部管掌兼コンプライアンス担当山下耕一

7. 決算期後、平成21年6月1日付で、次のとおり取締役の担当の変更がありました。なお、括弧内は変更前の担当であります。

営業統括本部長	山下尚登
営業統括本部副本部長	
兼中部・南九州エリア本部長（新規事業本部長）	嘉村厚
事業企画推進本部長（営業本部長）	土田哲也
事業企画推進本部副本部長（営業本部副本部長）	佐田高之
物流仕入部長（物流センター管掌）	吉野敏彦
営業統括本部副本部長	
兼長崎・福岡エリア本部長（経営企画室長）	北野幸文

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	9 名	54,310 千円
監 査 役	4 名	17,733 千円
計 (うち社外役員)	13 名 (5 名)	72,043 千円 (22,293 千円)

- (注)1. 株主総会の決議（平成 14 年 8 月 2 日）による取締役の報酬限度額は年額 100,000 千円であります。
2. 株主総会の決議（平成 16 年 8 月 27 日）による監査役の報酬限度額は年額 18,000 千円であります。
3. 上記の報酬等のほか、使用人兼務取締役 6 名に使用人分給与 45,466 千円を支払っております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況

取締役小高喜久夫氏は、朝日ビジネスコンサルティング株式会社の取締役会長であります。当社グループと朝日ビジネスコンサルティング株式会社との間に特別な関係はありません。

監査役山下俊夫氏は、山下・川添総合法律事務所の代表であります。当社グループと山下・川添総合法律事務所との間に特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	小高喜久夫	当事業年度において開催された取締役会 22 回のうち 21 回に出席し、必要に応じ、主に監査法人ならびに経営コンサルティングの経歴を通じて培われた企業経営に関わる専門的見地から、助言、提言を行っております。
常勤監査役	松尾正剛	平成 20 年 8 月 26 日の監査役就任後の当事業年度において開催された取締役会 17 回の全てに、監査役会 4 回の全てに出席しているほか、その他の重要な会議に出席して取締役の職務執行をモニタリングし、必要に応じ、主に内部統制システムおよびリスク管理体制の構築・維持について意見を述べております。
監査役	石橋政宏	当事業年度において開催された取締役会 22 回の全てに、監査役会 7 回の全てに出席し、必要に応じ、長年の金融機関の経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識から、当社の財務および会計について意見を述べております。
監査役	山下俊夫	当事業年度において開催された取締役会 22 回のうち 20 回に、監査役会 7 回のうち 6 回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について意見を述べております。

## ③ 責任限定契約に関する事項

当社は、平成 18 年 8 月 29 日開催の定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定に関する規定を設けております。

当該規定に基づき、当社が社外取締役小高喜久夫、社外監査役石橋政宏および山下俊夫の各氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(社外取締役および社外監査役との責任限定契約)

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、会社法第 423 条第 1 項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金 200 万円または会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

##### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

①	報酬等の額	38,000 千円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人が適正な職務遂行が困難と認められる場合は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 取締役は、平成 17 年 8 月に制定した方針文書、「倫理綱領」および「企業行動憲章」を遵守する。
  - イ. 会社は、3 名以上の社外監査役による監査役会の設置、1 名以上の常勤監査役の設置体制を維持する。
  - ウ. 会社は、法令および定款の制定・改定、経営環境の動向、社会情勢の動向などを判断し、取締役に對する教育・訓練を適宜企画して実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ア. 当該情報について、文書および情報管理規程（以下、「規程」という。）に基づき、適正な保存・管理を行う。
  - イ. 当該情報について、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、規程に定めた管理者は、速やかに対応する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
品質管理規程に基づく「業務リスク管理手順」、および重要情報管理規程に基づく「重要情報取扱手順」に従い、迅速かつ適切なリスク管理およびその予防を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ア. 各部門の長で経営推進会議を構成し、取締役の監督の下、組織規程に定められた職務権限の範囲で業務執行を迅速に進める。
  - イ. 取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項および経営推進会議からの付議事項を審議する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 方針文書、「倫理綱領」および「企業行動憲章」を各部署に掲示し、周知徹底をはかる。
  - イ. 定款および社内規程・基準、指示文書等は、グループウェアを用い、全社員が容易に閲覧・確認できる状態を維持する。
  - ウ. 総務部は年 1 回以上、管理職、中堅社員に対するコンプライアンス研修を実施する。
  - エ. 内部監査室はすべての部署に対し、年 1 回以上、その日常活動の監査を実施し、これを社長に報告する。
  - オ. 重要情報取扱手順に基づき、統括情報管理責任者である経営企画室長は、匿名を希望する情報提供者に不利益を生じさせない。
  - カ. 社員に法令・定款違反行為があった場合は、就業規則に従い適正に処



分するが、これを事例として社内へ開示し、コンプライアンスの徹底をはかる。

- ⑥ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社の代表取締役は、四半期毎に会社の取締役会に営業報告を行う。
  - イ. 経営企画室は、関係会社管理規程に従い子会社の統括的な管理を行い、管理部はその会計状況を定期的に監督する。また、会社の内部監査は子会社に対しても実施する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会が、監査役職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合、取締役会は速やかに人事的対応をはかる。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当該使用人は、会社の業務執行を行わず、その任命・異動・人事考課について、監査役会の同意を得る。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役および使用人は、監査役会規程および監査役監査基準に従い、監査役が求める報告および情報提供を行う。
- ⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 半期に1回以上、取締役会において監査役より監査活動結果の報告を受ける。
  - イ. 監査役会は、必要に応じて、代表取締役、監査法人または会計監査人、内部監査室と意見交換を行う。
  - ウ. 監査役会の内部統制システムおよび監査体制の実効性に係る意見に対し、取締役会は、内部統制システムの改善を審議し、その結果を監査役会に報告する。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告に記載している金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成21年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,731,879</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>9,392,954</b>
現金及び預金	2,257,959	支払手形及び買掛金	8,547,839
受取手形及び売掛金	6,240,910	未払法人税等	179,404
有価証券	500,000	賞与引当金	261,548
商 品	1,385,566	そ の 他	404,162
貯 蔵 品	5,156		
前 払 費 用	130,802		
繰延税金資産	155,316		
そ の 他	64,606		
貸倒引当金	△ 8,440		
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,101,900</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>311,036</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,405,180</b>	退職給付引当金	116,269
建物及び構築物	1,743,457	繰延税金負債	14,220
土 地	1,498,388	そ の 他	180,546
建設仮勘定	23,738		
そ の 他	139,595	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,703,990</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>150,638</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
投資その他の資産	546,081	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,037,720</b>
投資有価証券	205,824	資 本 金	494,025
そ の 他	340,256	資 本 剰 余 金	627,605
		利 益 剰 余 金	3,916,909
		自 己 株 式	△ 818
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>92,068</b>
		その他有価証券評価差額金	92,068
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,129,788</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>14,833,779</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>14,833,779</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成20年6月1日から平成21年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		36,431,091
売 上 原 価		31,761,499
売 上 総 利 益		4,669,592
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,454,905
営 業 利 益		214,686
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13,115	
受 取 配 当 金	2,760	
仕 入 割 引	51,036	
受 取 手 数 料	9,036	
不 動 産 賃 貸 料	13,161	
そ の 他	15,913	105,023
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,293	
不 動 産 賃 貸 原 価	3,439	
そ の 他	4,139	11,872
経 常 利 益		307,837
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,203	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	411	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	405	5,020
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7,674	
事 業 所 移 転 費 用	18,868	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,643	29,186
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		283,671
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	256,612	
法 人 税 等 調 整 額	△112,678	143,934
当 期 純 利 益		139,736

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成20年6月1日から平成21年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年5月31日残高	494,025	627,605	3,853,760	△138	4,975,252
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 76,587	—	△ 76,587
当期純利益	—	—	139,736	—	139,736
自己株式の取得	—	—	—	△ 680	△ 680
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	63,149	△ 680	62,468
平成21年5月31日残高	494,025	627,605	3,916,909	△ 818	5,037,720

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成20年5月31日残高	150,222	150,222	5,125,474
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△ 76,587
当期純利益	—	—	139,736
自己株式の取得	—	—	△ 680
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 58,154	△ 58,154	△ 58,154
連結会計年度中の変動額合計	△ 58,154	△ 58,154	4,314
平成21年5月31日残高	92,068	92,068	5,129,788

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 …1社

連結子会社の名称 …㈱イーピーメディアック

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有 価 証 券

そ の 他 有 価 証 券

時 価 の あ る も の …決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時 価 の な い も の …移動平均法による原価法

##### ② た な 卸 資 産

a 商 品……先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

b 貯 蔵 品……最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として先入先出法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

なお、これにより売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ17,784千円減少しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産…… 定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～50年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

### ② 無形固定資産…… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ③ リース資産…… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金…… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

(追加情報)

当連結会計年度より給与規程の改定を行い、賞与の支給対象期間及び支給時期を変更しております。

従来は11月1日から4月末日までの支給対象期間を12月1日から5月末日に、5月1日から10月末日までの支給対象期間を6月1日から11月末日に区分し、この期間に対応する支給時期を従来は5月から7月に、11月から12月にそれぞれ変更しております。

### ③ 退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定率法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により発生した連結会計年度から費用処理しております。

（追加情報）

従業員の平均残存勤務期間の短縮に伴い、過去勤務債務及び処理計算上の差異の費用処理年数の見直しを行った結果、当連結会計年度より10年から9年に短縮しております。これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

（4）その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

## 7. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品」「貯蔵品」に区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品」「貯蔵品」は、それぞれ1,330,815千円、6,213千円であります。



[連結貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額

1,203,783千円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,553,000	—	—	2,553,000
合計	2,553,000	—	—	2,553,000
自己株式				
普通株式(注)	79	691	—	770
合計	79	691	—	770

(注) 普通株式の自己株式増加数 691 株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年8月26日 定時株主総会	普通 株式	76,587	30	平成20年 5月31日	平成20年 8月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成21年8月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	76,566	30	平成21年 5月31日	平成21年 8月28日

[1株当たり情報に関する注記]

- 1株当たり純資産額 2,009円92銭
- 1株当たり当期純利益 54円75銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成21年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>10,665,624</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,250,167</b>
現金及び預金	2,213,659	支払手形	3,808,452
受取手形	619,060	買掛金	4,601,655
売掛金	5,600,351	未払金	222,560
有価証券	500,000	未払法人税等	179,195
商品	1,375,842	前受金	122,667
貯蔵品	5,107	預り金	51,385
短期貸付金	22,000	賞与引当金	261,548
前払費用	126,702	その他	2,701
繰延税金資産	155,333		
その他	54,900		
貸倒引当金	△ 7,333		
<b>固定資産</b>	<b>4,040,406</b>	<b>固定負債</b>	<b>306,604</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,334,105</b>	退職給付引当金	114,038
建物	1,655,588	繰延税金負債	14,220
構築物	85,974	その他	178,346
車両運搬具	562		
工具、器具及び備品	93,591		
土地	1,498,388		
<b>無形固定資産</b>	<b>150,519</b>	<b>負債合計</b>	<b>9,556,772</b>
ソフトウェア	136,922	<b>(純資産の部)</b>	
電話加入権	13,597	<b>株主資本</b>	<b>5,057,190</b>
		資本金	494,025
		資本剰余金	627,605
		資本準備金	627,605
<b>投資その他の資産</b>	<b>555,781</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>3,936,379</b>
投資有価証券	205,824	利益準備金	12,500
関係会社株式	10,453	その他利益剰余金	3,923,879
敷金及び保証金	338,422	別途積立金	3,000,000
長期前払費用	1,081	繰越利益剰余金	923,879
		<b>自己株式</b>	<b>△ 818</b>
		評価・換算差額等	92,068
		その他有価証券評価差額金	92,068
		<b>純資産合計</b>	<b>5,149,258</b>
<b>資産合計</b>	<b>14,706,030</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>14,706,030</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成20年6月1日から平成21年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		36,329,624
売 上 原 価		31,727,981
売 上 総 利 益		4,601,642
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,378,990
営 業 利 益		222,652
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13,751	
受 取 配 当 金	2,760	
仕 入 割 引	51,036	
受 取 手 数 料	9,036	
不 動 産 賃 貸 料	13,161	
そ の 他	14,072	103,818
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,293	
不 動 産 賃 貸 原 価	3,439	
そ の 他	3,609	11,342
経 常 利 益		315,128
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,203	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	411	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,275	5,889
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7,674	
事 業 所 移 転 費 用	18,868	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,643	29,186
税 引 前 当 期 純 利 益		291,831
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	256,404	
法 人 税 等 調 整 額	△ 112,691	143,712
当 期 純 利 益		148,118

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成20年6月1日から平成21年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成20年5月31日残高	494,025	627,605	627,605	12,500	3,700,000	152,347	3,864,847	△138	4,986,339
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△76,587	△76,587	—	△76,587
別途積立金の取崩	—	—	—	—	△700,000	700,000	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	148,118	148,118	—	148,118
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△680	△680
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△700,000	771,531	71,531	△680	70,850
平成21年5月31日残高	494,025	627,605	627,605	12,500	3,000,000	923,879	3,936,379	△818	5,057,190

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年5月31日残高	150,222	150,222	5,136,562
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△76,587
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	148,118
自己株式の取得	—	—	△680
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△58,154	△58,154	△58,154
事業年度中の変動額合計	△58,154	△58,154	12,696
平成21年5月31日残高	92,068	92,068	5,149,258

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項]

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの… 移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品…… 先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品…… 最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として先入先出法による原価法によっておりましたが、当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

なお、これにより売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ17,784千円減少しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…… 定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～50年
構築物	10～20年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	2～10年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産…… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産…… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

（追加情報）

当事業年度より給与規程の改定を行い、賞与の支給対象期間及び支給時期を変更しております。

従来の11月1日から4月末日までの支給対象期間を12月1日から5月末日に、5月1日から10月末日までの支給対象期間を6月1日から11月末日に区分し、この期間に対応する支給時期を従来の5月から7月に、11月から12月にそれぞれ変更しております。

退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定率法により発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により発生した事業年度から費用処理しております。

（追加情報）

従業員の平均残存勤務期間の短縮に伴い、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数の見直しを行った結果、当事業年度より10年から9年に短縮しております。これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

## 5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 6. 計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

## 7. 追加情報

当事業年度より、一部の仕入先等への支払方法に一括支払信託を導入しております。

これに伴い、従来の方と比較して、「支払手形」が2,433,893千円減少し、「買掛金」が同額増加しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権 62,057 千円

短期金銭債務 35,761 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,177,322 千円

3. 保証債務額

関係会社の仕入債務 158,463 千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

売上高 69,458 千円

仕入高 526,568 千円

営業取引以外の取引高 636 千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式 (注)	79	691	—	770
合 計	79	691	—	770

(注) 普通株式の自己株式の増加数691株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。



[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	105,743千円
未払事業税	14,077千円
商品評価損	18,119千円
その他	17,392千円
小計	155,333千円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	46,105千円
減損損失	173,578千円
役員退職慰労金	54,922千円
関係会社株式評価損	18,818千円
その他	2,843千円
評価性引当額	△248,002千円
小計	48,266千円
繰延税金資産 合計	203,599千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	62,486千円
繰延税金負債 合計	62,486千円
繰延税金資産の純額	141,113千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.43%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.90%
住民税均等割	6.82%
評価性引当額の増加	0.37%
その他	0.73%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.25%

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
(借主側)

リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
車 両 運 搬 具	14,425	6,010	8,414
工具、器具及び備品	11,468	4,593	6,874
ソ フ ト ウ ェ ア	59,725	35,089	24,635
合計	85,618	45,693	39,924

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	17,273千円
1年超	23,895千円
合計	41,169千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	17,935千円
減価償却費相当額	17,004千円
支払利息相当額	954千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	30,023千円
1年超	570,450千円
合計	600,474千円

[関連当事者との取引に関する注記]

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 役員及び個人主要株主等

当事業年度については、重要性が低いため、記載を省略しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員兼任	当社商品の販売				
子会社	株式会社 イー・ビィ・ブイ ック	福岡県 大野城市	35,000	医療機器 の販売	(所有) 直接95.0	役員兼任 2名	当社商品 の販売	債務保証 (注2)	158,463	—	—

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 債務保証については、仕入債務にかかる連帯保証を行ったものであります。なお、保証料は受領していません。

[1株当たり情報に関する注記]

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,017円55銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 58円03銭    |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年7月17日

山下医科器械株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 下 隆 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 平 郡 真 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、山下医科器械株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山下医科器械株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年7月17日

山下医科器械株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 山 下 隆 ㊟

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 平 郡 真 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山下医科器械株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告にかかる内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年7月24日

山下医科器械株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	松尾正剛	㊟
監査役（社外監査役）	石橋政宏	㊟
監査役（社外監査役）	山下俊夫	㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

#### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、上記方針を踏まえ、1株当たり30円とさせていただきますと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額76,566,900円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年8月28日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 100,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当社は株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。このため、現行定款第8条（株券の発行）およびその他不要となった規定を削除するほか、条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを備え置くこととされているため、附則に所要の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容については、40頁から42頁までに記載のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条     ) (条文省略) 第7条</p>	<p>第1条     ) (現行どおり) 第7条</p>
<p>(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を發行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不發行) 第9条 当社の単元株式数は、100 株とする。     2 当社は、<u>単元株式数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を發行しない。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第8条 (現行どおり)  (削 除)</p>
<p>(基準日) 第10条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載または記録された議決権を有する株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。)</u>)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。     2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) 第9条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。      2 (現行どおり)</p>



現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に<u>委託し</u>、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第13条 ↳ (条文省略)</p> <p>第40条</p>	<p>第12条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第39条</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第41条 剰余金の配当は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第40条 剰余金の配当は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当等の除斥期間)  第43条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間)  第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本總會終結の時をもって取締役山下尚登氏、山下耕一氏、嘉村厚氏、土田哲也氏、佐田高之氏、吉野敏彦氏、北野幸文氏および小高喜久夫氏の8名が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やま した なお と 山下尚登 (昭和30年1月24日)	昭和52年4月 アロカ株式会社入社 昭和53年7月 当社入社 昭和57年5月 当社福岡営業所長 昭和63年3月 当社取締役 平成2年10月 当社常務取締役 平成6年10月 当社代表取締役専務 平成9年6月 当社代表取締役社長 平成18年7月 当社代表取締役会長 平成20年7月 当社代表取締役社長 平成21年6月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長、現在に至る	446,600株
2	やま した こう いち 山下耕一 (昭和31年9月29日)	昭和56年4月 当社入社 平成2年8月 当社福岡営業所長 平成3年10月 当社取締役福岡支社長 平成9年6月 当社常務取締役長崎支社長 平成11年6月 当社専務取締役 平成18年7月 当社代表取締役社長 平成20年7月 当社取締役 平成20年8月 当社取締役総務部管掌兼コンプライアンス担当、現在に至る	273,100株
3	か むら あつし 嘉村厚 (昭和36年7月25日)	昭和60年8月 当社入社 平成13年5月 当社鳥栖営業所長 平成16年5月 当社営業本部長 平成16年8月 当社取締役営業本部長 平成18年7月 当社常務取締役営業本部長 平成19年5月 当社常務取締役新規事業本部長 平成19年8月 当社取締役新規事業本部長 平成21年6月 当社取締役営業統括本部副本部長兼中部・南九州エリア本部長、現在に至る	5,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	つち だ てつ や 土田 哲也 (昭和 39 年 3 月 6 日)	昭和62年 4 月 当社入社 平成11年 5 月 当社熊本営業所長 平成18年 5 月 当社営業本部低侵襲治療事業部長 平成19年 5 月 当社九州営業本部長兼低侵襲治療事業部長 平成19年 8 月 当社取締役九州営業本部長兼低侵襲治療事業部長 平成20年 5 月 当社取締役営業本部長兼医療機器事業分野部長 平成20年 6 月 当社取締役営業本部長 平成21年 6 月 当社取締役事業企画推進本部長、現在に至る	2,400 株
5	さ た たか ゆき 佐田 高之 (昭和 29 年 2 月 23 日)	昭和47年 4 月 沖電気工業株式会社入社 昭和55年 4 月 当社入社 平成18年 5 月 当社営業本部メディカルサービス事業部長 平成19年 5 月 当社九州営業本部メディカルサービス事業部長兼医療情報事業部長 平成19年 8 月 当社取締役九州営業本部副本部長兼メディカルサービス事業部長兼医療情報事業部長 平成20年 5 月 当社取締役営業本部副本部長 平成21年 6 月 当社取締役事業企画推進本部副本部長、現在に至る	5,400 株
6	よし の とし ひこ 吉野 敏彦 (昭和 29 年 10 月 29 日)	昭和55年 4 月 当社入社 平成13年 5 月 当社福岡支社長 平成18年 5 月 当社佐世保支社長 平成19年 5 月 当社九州営業本部長崎ブロック長 平成19年 8 月 当社取締役九州営業本部副本部長 平成19年11月 当社取締役物流センター管掌 平成21年 6 月 当社取締役物流仕入部長、現在に至る	6,600 株
7	きた の ゆき ふみ 北野 幸文 (昭和 40 年 11 月 28 日)	昭和63年 4 月 当社入社 平成14年 5 月 当社福岡支社長 平成16年 5 月 当社営業本部営業企画部長 平成19年 5 月 当社経営企画室長 平成19年 8 月 当社取締役経営企画室長 平成21年 6 月 当社取締役営業統括本部副本部長兼長崎・福岡エリア本部長、現在に至る	2,800 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	小 <sup>だか</sup> 高 <sup>き</sup> 喜 <sup>く</sup> 久 <sup>お</sup> 夫 (昭和16年4月8日)	昭和41年3月 株式会社神田まつや入社 昭和46年12月 昭和監査法人東京事務所入所 昭和50年3月 公認会計士開業登録 昭和51年1月 中央共同監査法人福岡事務所入所 昭和56年3月 同監査法人社員 昭和62年10月 合併に伴い井上・斉藤監査法人へ移籍 平成3年8月 同監査法人代表社員 平成3年9月 合併に伴い井上・斉藤・英和監査法人へ移籍、同監査法人代表社員 平成5年10月 合併に伴い朝日監査法人へ移籍、同監査法人代表社員 平成10年4月 同監査法人福岡事務所コンサルティング部（現朝日ビジネスコンサルティング株式会社）代表兼務 平成13年6月 朝日ビジネスコンサルティング株式会社代表取締役兼務 平成16年1月 合併に伴いあずさ監査法人へ移籍、同監査法人代表社員 平成16年3月 同監査法人代表社員辞任 平成18年5月 朝日ビジネスコンサルティング株式会社取締役会長（現任） 平成19年8月 当社社外取締役、現在に至る	—

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、小高喜久夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について  
 小高喜久夫氏については、長年の監査法人ならびに経営コンサルティングの経歴を通じて培われた企業経営に関わる専門的な知見を有しており、また、現在同氏は当社社外取締役としてその職責を適切に果たされておりますので、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約について  
 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金200万円以上であらかじめ定めた額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めており、現に社外取締役である小高喜久夫氏との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役山下俊夫氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
やましたしとお 山下俊夫 (昭和32年1月31日)	昭和61年4月 長崎県弁護士会登録 塩飽志郎法律事務所入所 平成4年4月 同事務所退所 平成4年5月 山下俊夫法律事務所（現山下・川添 総合法律事務所）を開設、同代表に 就任（現任） 平成17年8月 当社社外監査役、現在に至る	1,000株

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者です。
3. 社外監査役候補者の選任理由について  
山下俊夫氏につきましては、弁護士として培われた豊富な経験と専門的見識を当社のコンプライアンス体制の構築・維持に活かしていただきたいため、また、現在同氏は当社社外監査役としてその職責を適切に果たされておりますので、社外監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金200万円以上であらかじめ定めた額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めており、現に社外監査役である山下俊夫氏との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

以上



# 株主総会会場ご案内図

## 所在地

福岡市中央区渡辺通 1丁目1番2号

ホテルニューオータニ博多 4階鶴の間

電話 092-714-1111 (代表)



## 会場までの交通のご案内

福岡空港から車で約 20 分

J R 博多駅から車で約 10 分

西鉄薬院駅から徒歩約 5 分

地下鉄渡辺通駅から徒歩約 1 分 (2 番出口)